

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金を支給します



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、困難に直面した方が速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を支給します。くわしくは、市ホームページをご覧ください。

■給付対象者

- ①**住民税非課税世帯** 令和3年12月10日時点で立川市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯(生活保護受給者も含む。一人暮らしの学生等、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除く)
- ②**家計急変世帯** 令和3年1月～令和4年9月に、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が

急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が住民税非課税水準に相当する額(期間中任意の1か月の収入を12倍し、合計額が**右下表**に相当する額)以下となる世帯

■**給付額** 1世帯当たり10万円

■申請方法

- ①**住民税非課税世帯** 1月31日(月)に対象世帯に確認書を発送します。記載されている口座情報(令和2年9月～12月に立川市市民生活支援給付金(1万円)を支給した口座)に変更がないか確認の上、返送してください。
- ②**家計急変世帯** 2月1日(火)から、申請書(市ホームページからダウンロード可)に該当する月の給与明細等を添えて、郵送で福祉総務課へ。2月9日(水)～28日(月)[土曜・日曜日、祝日を除

く、午前8時30分～午後5時)は市役所1階多目的プラザでも受け付けます〔2月18日(金)と3月以降は福祉総務課(市役所1階2番窓口)で受け付け〕。

■**給付時期** 2月22日(火)から給付開始

■**注意事項** ▶申請に不備などがあると給付が遅れることがあります▶世帯主名義の口座以外には振り込みできません▶①②の別を問わず、本給付金の受給は1世帯につき1回限りです▶配偶者等からの暴力を理由に避難している方は、手続きにより給付金を受け取れる場合があります。お早めにご相談ください▶給付金を装った詐欺にご注意ください



令和3年度分の住民税均等割が非課税ですか?

はい

いいえ

令和3年12月10日時点で住民登録があった市区町村から確認書が届きます。

令和3年1月～令和4年9月に、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が住民税非課税水準に相当する額以下となりましたか?

はい

いいえ

申請時点で住民登録がある市区町村の窓口で申請してください。

本給付金は対象外です。

非課税相当額参考(給与収入の場合)

家族構成例	非課税相当限度額	
	収入額ベース	所得額ベース
単身または扶養親族がいない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	205.9万円	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	255.9万円	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合	305.9万円	206.0万円
障害者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

問い合わせ

立川市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター・内線2642〔土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時〕

都営住宅入居者募集

募集戸数や申込方法等、くわしくは募集案内をご覧ください。

●**募集住宅** ①家族向(ポイント方式)②単身者向③車いす使用者向④シルバーピア(②③④は、居室内で病死等があった住宅を含む)

●**募集案内の配布** ▼期間 2月1日(火)～9日(水) ▼場所 市役所(総合案内(1階))と住宅課(2階53番窓口)、窓口サービスセンター、各連絡所、東京都住宅供給公社立川営業所(曙町2-34-7フアーレイーストビル3階)

●**東京都住宅供給公社都営住宅募集センター** ▼2月1日(火)～16日(水) ☎0570(010)810 ▼その他の期間 ☎03(3498)8894(いずれも土曜・日曜日、祝日を除く) ▼市住宅課・内線2558

●**居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」をご利用ください**

立川市居住支援協議会は、市役所に居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」を開設しています(無料)。相談員が相談者の状況をお伺いし、適切な民間賃貸住宅の情報提供や生活支援サービスなどの紹介を行います(市営・都営住宅に関するご相談は不可)。

●**住宅確保要配慮者(一定の所得以内の方、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している方、外国人の方等)** 毎週木曜日(祝日、年末年始を除く) ▼午

後1時30分～2時15分 ▼午後2時45分～3時30分 ▼午後4時～4時45分(1日3組(申込順))

●**申請日までに居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」☎(520)8006(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)へ**

●**居住支援のための不動産協力店を募集しています** 立川市居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にご理解とご協力をいただける「不動産協力店」への登録店舗を募集しています。登録すると市ホームページに協力店として掲載され、居住相談窓口と連携して、相談者のお部屋探しにご協力いただきます。登録の条件や手続き等、くわしくは市ホームページをご覧ください。

●**居住支援のための不動産協力店を募集しています** 立川市居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にご理解とご協力をいただける「不動産協力店」への登録店舗を募集しています。登録すると市ホームページに協力店として掲載され、居住相談窓口と連携して、相談者のお部屋探しにご協力いただきます。登録の条件や手続き等、くわしくは市ホームページをご覧ください。

●**市役所** 利用できません。戸籍に関する届け出は、夜間・休日窓口で受け付けます(総務課・内線2595)

●**防災行政無線** 午後4時30分からの夕焼け小焼けの放送はありません(防災課・内線2535)

●**施設予約システム** すべての施設で、窓口での予約に関する本申請手続きなどが、終日利用できません(自宅のパソコンやスマートフォンからの仮予約は通常どおり利用できます) (各施設、または生涯学習推進センター ☎(527)5757)

●**2月11日(金・祝)市役所の電気設備点検に伴うお知らせ**